

# GRI「持続可能性報告ガイドライン」

- グローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)作成
- 2000年発効、2002年改定
- 企業が事業、製品、サービスに関する情報を公開する際に、自主的に活用できる報告書の作成のためのガイドライン。
- 企業による持続可能な開発の環境、社会、経済面への活動の実績及び進捗状況についての報告を行う際に、何らかの統一性を確立する目的で作成された。
- 企業活動を、環境的側面だけでなく、社会的側面、経済的側面を含めた3つの要素を「トリプルボトムライン」として報告することとなっており、このトリプルボトムラインに応じた報告書の指標がガイドラインに示されている。
- このガイドラインは法的な拘束力をもたず、使用は企業の自主性に任せている。
- GRI自体はこのガイドラインに基づいた認証・検証を実施していないが、第三者の独立した機関による当該報告書の保証や、その保証機関が用いる保証プロセスの基準やガイドラインの開発を推奨している。